

奈良県告示第三百六十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合の特定計量器を除く。以下同じ。）の定期検査を次のとおり実施する。

令和七年二月二十八日

奈良県知事 山下 真

区分	区域	月日（曜日）	時間	場所
運搬が困難な はかり	五條市 生駒市 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 高取町 明日香村 天川村 十津川村 野迫川村	四月一日（火） から七月三 十一日（木） までの間	午前九時から 午後五時まで の定められた 時間	運搬が困難なはかりの所 在場所
運搬が困難な はかり以外の 特定計量器	五條市 生駒市 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 高取町 明日香村 天川村	四月一日（火） から七月三 十一日（木） までの間	午前九時から 午後五時まで の定められた 時間	各市町村の施設

野迫川村	十津川村

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受けなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く日の午前九時三十分から午後四時までの間に奈良県産業振興総合センター（奈良市柏木町一二九番地一）において行う。